

議案第四号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四金額の欄中「二千四百三十九円」を「二千八百四円」に、「千六百八十七円」を「千九百四十円」に、「二千八十一円」を「二千三百九十三円」に、「八百二十三円」を「九百四十六円」に、「七百円」を「八百五円」に、「五百三十八円」を「六百十八円」に、「七百九十六円」を「九百十五円」に、「一万三千三十一円」を「一万四千九百八十五円」に、「一万九千五百四十八円」を「二万二千四百八十円」に、「九十二円」を「百五円」に改める。

別表第五金額の欄中「千五百六十六円」を「千八百円」に、「六百七十九円」を「六百九十
九円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。